

令和 8 年 第 2 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 8 年第 2 回水巻町議会定例会第 2 回継続会は、令和 8 年 6 月 9 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番 白 石 雄 二

8 番 水ノ江 晴 敏

2 番 山 口 秀 信

9 番 亀 元 公 一

3 番 高 橋 恵 司

10 番 岡 田 選 子

4 番 中 山 恵

11 番 井 手 幸 子

5 番 廣 瀬 猛

12 番 住 吉 浩 徳

6 番 名 倉 亮 介

13 番 近 藤 進 也

7 番 松 野 俊 子

14 番 垣 内 美由紀

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局 長 ・ 吉 田 功

係 長 ・ 野 村 育 美

再任用 ・ 蔵 元 竜 治

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	松 井 努
副 町 長	荒 巻 和 徳	福 祉 課 長	舩 津 未 華
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	山 口 ゆう子
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	藤 田 恵 二	産 業 環 境 課 長	黒 岩 貴 之
財 政 課 長	洞ノ上 浩 司	下 水 道 課 長	佐 藤 治
住 宅 政 策 課 長	山 本 直 樹	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	川 橋 京 美	学 校 教 育 課 長	高 祖 睦
住 民 課 長	植 田 英 次 郎	生 涯 学 習 課 長	服 部 達 也
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	大 黒 秀 一

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和 8 年 6 月 定例会 (第 2 回)

第 2 回継続会

本会議 会議録

令和 8 年 6 月 9 日

水 巻 町 議 会

令和 8 年 第 2 回水巻町議会定例会 第 2 回継続会 会議録

令和 8 年 6 月 9 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、ただいまから令和 8 年第 2 回水巻町議会定例会第 2 回継続会を開きます。

日程第 1 一般質問について

議 長（白石雄二）

日程第 1、一般質問について。これより一般質問を行います。1 番、光進会。はい、廣瀬議員。

5 番（廣瀬 猛）

5 番、廣瀬です。光進会を代表して、一般質問をいたします。

まず初めに、吉田町営住宅跡地の活用について。

吉田町営住宅 1 棟から 36 棟については、解体工事が進み、令和 8 年度に建物の除却が完了する予定と伺っております。この跡地は県道に隣接しており、町外からのアクセスも良く、北九州市のベッドタウンとして、町の南部地域にさらなるにぎわいをもたらすエリアとなることが期待されます。

そこでお尋ねします。吉田町営住宅 1 棟から 36 棟跡地の利活用に向けた現在の状況や今後の方針をお聞かせください。

次に、子どもの主体的な遊び場「プレーパーク」の導入について。

近年、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、外遊びの機会が減少しています。安全性や管理の観点から、公園での遊びにも制限が増え、自由に遊べる場が失われつつある現状があります。

そこで注目されているのが「プレーパーク」であります。プレーパークとは、子どもが主体となり、自分の責任で自由に遊ぶことを大切にした遊び場であり、禁止事項を最小限に抑え、火おこしや木工、泥遊びなど、日常では体験しにくい遊びができる環境です。また、プレーリーダーが子どもの挑戦を見守り、安全と成長のバランスを支えます。

宗像市の子どもプレーパークでは、地域と連携しながら継続的に活動が行われ、子どもたちの主体性や社会性を育む場として高く評価されています。このような取組は、水巻町においても有意義であり、子どもの非認知能力の向上、地域コミュニティの活性化、子育て世代に選ばれるまちづくりに寄与すると考えます。

そこでお尋ねいたします

- (1) 水巻町として、子どもの自由な遊びの重要性についてどのように認識しているのか。
- (2) 当町で試行的にイベント型・期間限定型等のやり方はあるのか。
- (3) 近隣都市でこの取組を行っている宗像市の子どもプレーパークなど、先進事例について

調査研究を行ってみては。

(4) 今後、水巻町において地域団体や住民と連携し、試験的なプレーパーク事業を実施してみてはどうか。

最後に、水巻町小中学校における平和学習について。

まず初めに、今年の3月16日に起こった、沖縄県名護市辺野古沖での海難事故により、不幸にも亡くなられたお2人に対しまして、心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、今回の海難事故は、オール沖縄参加団体であるへり基地反対協議会が保有する在日米軍普天間基地の辺野古基地移設工事に反対する海上抗議活動にも使用される小型船2隻が転覆し、乗船していた研修旅行（修学旅行）中の高校2年生と船長の2名が亡くなった悲惨な事故が起きました。

この学校が行った平和学習については、過去にもこの協議体から基地移設抗議として座り込み活動の要請もあったということです。こういったある政治団体の活動の参加により、偏った情報をインプットするようなことは、生徒たちの多面的、多角的な考察、公正な判断の妨げになると思います。

今回の件で、文部科学省は政治的活動を禁じる教育基本法第14条第2項に反するとしました。様々な見解を十分に提示せず、特定の見方に偏った取扱いだったことに論拠を示し、指摘されています。

賛否のある議題を取り上げるのが悪いのではなく、取り上げる場合は一方に偏るのが良くないということが、見解として示されたことになります。

そこでお尋ねいたします。水巻町における平和学習についてはどのように行われているのでしょうか。以上です。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

初めに、吉田町営住宅跡地の活用についての御質問にお答えします。

吉田町営住宅1棟から36棟跡地の利活用に向けた現在の状況や今後の方針をお聞かせくださいとのことのお尋ねですが、令和8年度中に吉田町営住宅1棟から36棟のあった敷地の建物の除却が完了する見通しであることから、当該地の今後の利活用を検討する「JR東水巻駅周辺等整備町有地活用事業」を新たに企画し、複数の関係部署によるプロジェクトチームを立ち上げました。

利活用の検討内容については、令和6年3月に策定しました「JR東水巻駅周辺等整備基本構想」を基に検討を進めているところであり、その第一次作業として、当該地の確定測量業務を令和7年12月の補正予算に計上し、令和8年度への繰越事業として実施しているところです。今後、残存する建物の除却工事と確定測量業務の推移を見ながら、跡地利活用事業につなげていきたいと考えております。

しかし、国内経済市場では中東情勢の緊迫化によって資源エネルギー調達が厳しい見通しと

なり、建築資材が高騰し、建築時期の確約すら担保できない状況となっていますので、当該事業に多大な影響を及ぼす可能性がある世界情勢にも注視しつつ着実に事業を進めてまいります。

次の子どもの主体的な遊び場「プレーパーク」の導入についてと、最後の水巻町小中学校における平和学習についての御質問は、教育長に答弁させていただきます。

議 長（白石雄二）

教育長。

教育長（小宮順一）

子どもの主体的な遊び場「プレーパーク」の導入についての御質問にお答えします。

まず1点目の、水巻町として子どもの自由な遊びの重要性についてどのように認識しているのかとのお尋ねですが、子どもの自由な遊びは、単なる余暇の時間ではなく、心身の健全な発達や豊かな人間性を育む上で、欠かすことのできない重要な要素であると認識しております。子どもたちが自発的に遊びを創り出し、工夫するプロセスの中には、多くの学びや成長の機会が含まれています。「何をどう使って遊ぶか」を自ら決定することで主体性や創造性が養われ、また、異年齢の集団の中で遊ぶことで、ルールを定めたり意見の衝突を乗り越えたりする社会性やコミュニケーション能力が自然と育まれます。さらに、遊びの中での小さな失敗や成功体験の積み重ねで、自己有用感を得ることにより自己肯定感を高めることにつながるものと考えております。

しかしながら、現代社会においては、子どもの習い事の増加による「時間」の減少、危険防止や騒音対策による公園等での禁止事項の増加といった「空間」の減少、そして少子化やスマートフォンの普及による対面で一緒に遊ぶ「仲間」の減少という、いわゆる遊びやスポーツ環境における「3つの間」の喪失が問題となっています。

多様化する生活様式への配慮や安全性の確保などを行うことにより、子どもたちが伸び伸びと活動できる環境が狭まっている現状に対し、行政としても苦慮しているところでございます。

こうした現状を踏まえ、本町としましても、体験学習などを取り入れ、子どもたちの健全育成につなげてまいりたいと考えています。

次に2点目の、当町で試行的にイベント型・期間限定型等のやり方はあるのかとのお尋ねですが、子どもたちが自発的に創意工夫を凝らし、泥遊びや木登りなどに挑戦できる環境を提供することは、先ほど申し上げた自由な遊びの重要性を具体化する上で有効な手法であると考えております。

常設のプレーパークを開設・運営するに当たっては、活動を支えるプレーリーダーと言われる、遊びの指導・見守りを行う専門人材の確保や事故が起きた際の責任の所在、近隣住民の御理解、継続的な運営予算など、クリアすべき多くの課題が存在いたします。

そのため、まずは近隣の先進地での施設体験や町内の施設を利用し、種目を限定した期間限定型のイベントという形で実施することは、本町の体験学習の一環として可能であると考えています。

次に3点目の、近隣都市でこの取組を行っている宗像市の子どもプレーパークなど、先進事

例について調査・研究を行ってみてはとのお尋ねですが、他自治体の取組状況や課題について一定の情報収集を行うことは、今後の参考として必要であると考えています。

しかしながら、先進地における事例の多くは、人口規模や財政状況が本町とは異なるほか、活動を支えるボランティア団体や専門的な知識を持つプレーリーダーなどの人的資源が豊富に存在しているケースがほとんどでございます。また、「ケガと弁当は自分持ち」という基本理念につきましても、本町の現状で、そのまま導入するにはハードルが非常に高いものと受け止めております。

以上のことから、常設型のプレーパークの導入につきましては、現時点においては困難であると考えており、まずは先進地の情報収集を行いながら、先ほども申しましたとおり、体験学習の一環として実施することを検討してまいります。

最後に4点目の、今後、水巻町において地域団体や住民と連携し、試験的なプレーパーク事業を実施してみてもどうかとのお尋ねですが、こうした取組を地域に根差したものとして持続させていくためには、行政主導ではなく、日頃から地域で子どもたちを見守っておられるスポーツ少年団や水巻ゆう・あい倶楽部等の地域団体、そして地域の皆様との緊密な連携・協働が不可欠であると考えております。

プレーパークの理念である「自分の責任で自由に遊ぶ」という環境を安全に創出するためには、地域の方々が「見守り手」や「支え手」として主体的に関わっていただくことが、事業成功の大きな鍵になるものと考えています。

しかしながら、実際に地域と連携して事業を立ち上げるに当たっては、どの団体がどのような役割を担うのかといった体制づくりや安全性の確保、また地域住民の皆様のプレーパークに対する理解の醸成、人員の確保、運営に関する予算など事前に調整し、合意形成を図るべき事項が多岐にわたるものと考えます。

したがって、地域団体や住民の皆様との連携による試験的な事業実施につきましては、先ほど答弁いたしました先進地事例の調査・研究の成果や町内における各団体の意向、御意見などを丁寧に向った上で、本町に最も適した連携、事業実施の在り方等について検討してまいります。

最後に、水巻町小中学校における平和学習についての御質問にお答えします。

答弁に入ります前に、沖縄県名護市辺野古沖の海難事故により、亡くなられたお2人の御冥福をお祈り申し上げるとともに、御家族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。

さて、水巻町における平和学習についてはどのように行われているのかとのお尋ねですが、御質問にあります沖縄県名護市辺野古沖で未来ある学生と船長がお亡くなりになられた痛ましい海難事故を受け、本町における小中学校の修学旅行の安全性や教育基本法に定めのある政治的教養の中立性の確保など、改めてしっかりと取り組んでいかなくてはならないものと気を引き締めたところでございます。

平和教育は、戦争や暴力の悲惨さを学び、生命の尊厳や人権の重要性を理解することで、平和な社会を築くための知識や価値観、行動力を育む教育であり、学校教育においては学習指導要領に基づき、小学校、中学校の各教科や総合的な学習の時間などで発達段階に応じて、各教科等で横断的な学びとして位置づけられ、実施されています。本町におきましても、各小中学

校において、以下のような内容で取り組んでおります。

小学校におきましては、低学年であれば絵本や写真パネルなどを活用して、戦争の恐ろしさや命の尊さを感じ取ってもらい、平和を大切にすることを養うことができますようにしています。中学年では写真素材やビデオなどを視聴して、感じたことや考えたことを話し合う活動を通じて、家族や友達など身近な人を大切に思う気持ちを育て、一人一人の思いが平和をつくり上げることを気づかせていきます。高学年になりますと動画や画像資料を題材に話し合うとともに、世界に目を向けて、平和な世界をつくり上げるためには何が必要かを考えていきます。特に6年生時には、修学旅行先として長崎市を選定し、戦争や原子爆弾等に関する資料など、事前に調べる学習を行い、修学旅行当日には平和に関する遺跡の見学や、学校によっては語り部による講話を受け、戦争があったことで今なお苦しんでいる人がいることを知り、平和の大切さについて考え、自分たちが平和を継承し、自らが行動する一員であると実感できるよう年間を通じて取り組んでいます。

次に、中学校では8月の登校日に平和学習を実施しており、昨年度の実施内容となりますが、1学年では、水巻町とオランダの歴史的なつながりをテーマに、ゲストティーチャーを招き、戦争の悲惨さや平和の尊さを感じる学習に取り組みました。2学年ではアニメ教材を活用し、自分たちと同年代の生徒たちが体験した原子爆弾や戦争体験から何を感じ、考えていたのかなどを通じて平和について考えるとともに、戦後80年を経て、戦争体験者が少なくなっている状況を知り、後世に戦争が決して起きてはならないと語り継ぐことができるように学んでいます。3学年は「八幡大空襲」について、地域の語り部として活躍されている方をお招きし、講話を受け、多くの方が平和を願い、核兵器のない世界を築こうと努力を続けていることを学び、自らも平和な世界を担う一員であるという強い自覚を持ってもらうような機会を設けております。

今後も、戦争の悲惨さや平和の尊さを理解し、平和な社会の実現について、決して他人事とせず主体的に学び、行動することのできる児童・生徒を育成できるよう、平和学習の充実に努めてまいります。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、名倉議員。

6 番（名倉亮介）

吉田団地、吉田町営住宅跡地の活用について再質問させていただきます。

まず、今後の事業実施に向けて具体的にはどのような手法を考えておられますか。

議 長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

財政課長（洞ノ上浩司）

名倉議員の御質問にお答えをいたします。

現地の建物解体とかですね、あと確定測量等の諸条件が整いましたら、令和7年度に猪熊町

営住宅跡地の財産処分を行った際に実施したサウンディング型市場調査を行って、本町の方針に合う民間ニーズとか、あとは参入条件等を把握してまいりたいというふうに考えております。
以上です。

議 長（白石雄二）

はい、名倉議員。

6 番（名倉亮介）

サウンディング型市場調査っていうのは、一般的に業者さんをお願いするっていう認識でよろしいですか。

議 長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

財政課長（洞ノ上浩司）

はい。その認識で大丈夫です。

議 長（白石雄二）

はい、名倉議員。

6 番（名倉亮介）

業者さんをお願いするっていうところであれば、実際にこの近隣のところで言えば中間市なんかは回転ずし屋さん、要はファミリー向けの飲食店が中間市は結構あると思いますし、1 本道路を向こうに行けば、八幡南のほうでは、いろんな飲食店が入ってると思うんですが、そういったところを業者さんに入れるようにお願いするとか、例えば近隣でいえば、しまむらさんなんかも長年あそこの地域で結構やられてるんですが、実際に建物とかももう老朽化も入ってくる時期になるんじゃないかなというところで、検討材料として、その業者さんにも吉田団地の後のあそこに飲食店が入るっていうところは要望していきたいと思うんです。

次にですね、国内経済市場の影響もあると思いますが、除却工事と測量業務を並行して、この事業をスピード感を持って進めていくようによろしくお願いします。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

5 番（廣瀬 猛）

この吉田町営住宅跡地なんですが、本格整備まで時間を要するのであればイベント利用や臨時駐車場などなど、暫定活用を行う予定はないのかお伺いします。

議 長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

財政課長（洞ノ上浩司）

廣瀬議員の御質問にお答えいたします。

建物解体後の跡地については、地表上のものの構造物については全て撤去されるんですけども、生活インフラとして使われた構造物がまだ残っています。そのため、安全性、それから管理上の問題を第一に考えて、特段の事情等がない限りは暫定利用、一時利用については控えて、本格的な跡地の利用が遅延なく行われるように、努力してまいりたいというふうに考えております。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

5 番（廣瀬 猛）

はい、ありがとうございます。

本跡地は、本町の将来に直結する重要な資産であります。質問したとおり、県道に隣接し、町内外からのアクセスもよく、吉田小学校周辺開発とともに、今後、町南部地域のさらなる発展するエリアになることと思います。サウンディング型市場調査の手法を用いる際も、町民の御意見、ニーズをしっかりと取り入れてもらい、期限と責任を明確にした上で、早期の方向決定を強く求めます。

次に、プレーパークについての再質問をいたします。

プレーパークは大規模な施設整備を必要とせず、地域住民やボランティアとの連携によって、比較的低コストで実施が可能な取組でもあります。まずは小規模な社会実験的实施からでも検討できないかお尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

はい、服部課長。

生涯学習課長（服部達也）

再質問にお答えいたします。

小規模な社会実験的实施から検討できないかということでございますが、生涯学習課では、毎年子どもたちの体験学習を行うこととしております。まずは、その中で先進自治体の施設での実際の体験をしたり、町内の施設においてプレーパークで行われているようなもので、実施可能なものをイベント的に行うことは可能であると考えております。

議 長（白石雄二）

はい、廣瀬議員。

5 番（廣瀬 猛）

はい、よろしくお願いします。先進地への視察、また地域団体との意見交換からでも進めるべきと考えますが、どうでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、服部課長。

生涯学習課長（服部達也）

再質問にお答えいたします。

先進地の視察及び地域団体との意見交換については、プレーパークを導入するに当たっては、本町における可能性を見極める上で必要なことであると考えています。まずは、先ほど申し上げました体験学習などを行いながら、先進事例の資料収集や町内ニーズ等を把握し、他の近隣の自治体への視察の適否などを含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、名倉議員。

6 番（名倉亮介）

実際プレーパークは、既存公園や公共空間を活用できるため、大規模な施設整備と比較すると、財政負担を抑えながら実施できる特徴があるので、町として、子どもの健全育成や地域コミュニティ形成の観点からも導入効果をどう考えるかをお尋ねします。

議 長（白石雄二）

はい、服部課長。

生涯学習課長（服部達也）

名倉議員の再質問にお答えいたします。

プレーパークの取組が、一般的に子どもたちや地域コミュニティの形成に効果があるということは認識しております。

本町における効果ということにつきましては、現在、子どもたちの健全育成の場として、完全ではありませんけれども、町内の公園の利用、あと児童クラブや地域各種育成団体による活動など、一定の安全性が確保された枠組みの中で様々な取組を行っているところでございます。

これらの既存取組と比較しまして、プレーパークの導入がどの程度独自の相乗効果をもたらすかについては、まだちょっと不透明なところがあるというふうに思っております。

また、コミュニティの形成につきましても、施設の運営を担う人材の確保や関わっていただける皆様の理解が重要というふうに考えております。担い手の固定化や負担感の増大、さらに

は近隣の皆様との合意形成といった課題がクリアされないまま導入を進めても、期待されるようなコミュニティ形成の効果を得ることは難しいのではないかと考えています。

実際、財政負担が比較的抑えられるという側面はあるとは思いますが、費用対効果や既存の取組とのバランス、地域社会への影響など総合的に勘案しますと、現時点で本町において高い導入効果を実感に見込めると断定することは難しいのではないかと考えており、今後の先進地や近隣自治体の動向、町内のニーズの推移を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、名倉議員。

6 番（名倉亮介）

はい。ありがとうございます。本町の先ほどのお話の中で、体験学習というふうにあったんですが、これもうちょっと具体的にどういうふうな内容かというのを教えていただくことができますか。

議 長（白石雄二）

はい、服部課長。

生涯学習課長（服部達也）

生涯学習課が今、体験学習としております令和7年度に行った事例で申し上げますと、まず少年自然の家みたいなところで火おこし体験とか野外調理なども行ったり、これは広報やホームページとかで子どもたちを募集して、生涯学習課で連れて行くということになっておりますが、まずそういう少年自然の家とかで野外調理とかしたり、あとは去年行ったもので言いますと、北九州空港でJALをお願いをしまして、職業体験みたいなものもちょっとお願いをしたりですね。人数はある程度限られますが、人気の高いものは抽選として行ったりして、そういう職業体験をもう少し生涯学習としても多く取り入れたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、名倉議員。

6 番（名倉亮介）

はい、ありがとうございます。

実際に今のお子さんの中で泥遊びっていうことは、なかなかしない状況、環境がそういうふうにつくってる可能性も高いんですが。実際、僕も指導者の1人として子どもたち見てるんですが、野球ができるからスポーツが万能かっていうとそうじゃないんですよね。

以前、バレーの少年団と一緒に合同練習をさせていただいたときに、バレーの練習でマット運動とかをやらせたときに、野球やってる選手っていうのは誰もできないんですね、もうほぼほぼできない。できても2割から3割ぐらいしかマット運動ができないと。

当時我々小さいときっていうのは、運動ができてる人はスポーツ万能で成績がいいとかいう人が多かったんですが、やっぱりスポーツが全部ができるかっていったらそうじゃないと。野球できるから水泳ができるかって言ったら、今の子どもたちって多分それができないんですね。2つのことができないという現状――。

いろんなことで、遊ぶことっていうところ、プレーパークというのが僕はいいいんじゃないかなと思って今回一般質問させていただいたんですが、実際に子どもたちが自由に遊び、地域の大人と関わりながら成長できる環境づくりは、これからのまちづくりにおいても、非常に重要であると思います。ぜひ水巻町においても、プレーパークという新たな居場所づくりについて、前向きな研究・検討を要望し、プレーパークの質問を終わります。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

5 番（廣瀬 猛）

続きまして、水巻町小中学校における平和学習についての再質問をいたします。

答弁で、小学校の修学旅行の平和学習で語り部さんによる講話を受けているとありましたが、語り部さんを依頼している団体名等は把握しているでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

議員の御質問にお答えします。

語り部の方をお願いしている学校において、全て、公益財団法人長崎平和推進協会より御紹介をいただいた方となっております。なお、この団体につきましては、長崎県長崎市が出資している団体であるというふうには認識しております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、廣瀬議員。

5 番（廣瀬 猛）

そうですね。生徒の安全、また事故を起こさないためにも町行政、そしてあと学校側としてもどういったところが行っている団体組織なのかをしっかりと把握した上で依頼をするよう、よろしくお願いいたします。

次に、八幡大空襲について地域の語り部として活躍されている方とありますが、どのような方になりますか。

議 長（白石雄二）

はい、高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

1945年8月8日の八幡大空襲を実際に体験された方で、伊左座小学校区在住の方というふう
に伺っております。貴重な経験のお話をお伺いすることで、平和の尊さについて考える学習を
昨年は、水巻南中学校3年生と吉田小学校、伊左座小学校の6年生が実施していただいている
というふう伺っております。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

5 番（廣瀬 猛）

辺野古の事故では、子どもたちがどういった平和学習を受けるのかを事前に知らなかったと
いう保護者の声もあります。そういった保護者の平和学習に対する不安を取り除くためにも、
そういった貴重な経験をされた方が伊左座小学校区におられるとのことですから、その方の御
負担でなければ、水巻町の全小中学校区、それから親子そろっての平和学習としての保護者、
学校関係者にも、是非ともその方のお話をお聞きするなど、行うことをすれば保護者に対して
も明確に示せると思いますが、このようなことは検討してみてはどうでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

はい。確かに貴重な経験のお話だと考えております。今後、学校とも協議をしながら、その
辺は検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

名倉議員。

6 番（名倉亮介）

戦争体験者が減少する中、映像資料やデジタルアーカイブの活用が重要になっています。国
立の平和資料館や自治体が公開している映像教材等を積極的に活用する考えはあるのかお尋ね
します。

議 長（白石雄二）

はい、高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

平和学習におけるデジタル教材の活用におきましては、現在は深い学びの手段として調べ学習で用いております。今後、語り部など、戦争体験者が減少している中で、児童・生徒が興味・関心を持ち、自ら学習する意欲が生まれるよう、映像教材等も積極的に活用し、平和学習の充実に今後努めたいと考えております。

議 長（白石雄二）

名倉議員。

6 番（名倉亮介）

小中学校一人一人タブレット端末も使用できますので、是非ともデジタルアーカイブの活用にも力を入れていただき、平和学習に対して生徒自ら学習できる環境を教育の場でも作っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

5 番（廣瀬 猛）

中学校 1 年生において水巻町のオランダの歴史的なつながりについて学習されたとのことですが、十字架の塔といった平和的シンボルが町内にあるので、もっと平和学習に利用してもよいかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

昨年、小学校におきまして、杣小学校の 6 年生が十字架の塔を学習教材として、この場を中心に活動されております。平和と文化を育む会を通じて、オランダ遺族の方との交流や十字架の塔の清掃活動などを実施したというふうに伺っております。

また、平和学習としての特別事業ではありませんけれども、「わたしたちのまち水巻」総合学習副読本を用いて、十字架の塔や堀川など、町の史跡を学習しているというふうに伺っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

5 番（廣瀬 猛）

最後になりますが、平和学習を行う上で、日本また各地方、そして自分が育った地域の歴史と文化を学ぶことは非常にいいことだと思います。戦後 81 年を迎え、戦争を直接体験した方々から学ぶ機会は確実に減っています。しかし、平和の尊さを次世代につなぐ責任は私たち大人にあります。水巻町の子どもたちが過去の歴史、文化を正しく学び、自ら考え、平和な社会を正しく築ける担い手になるよう、今後も平和学習の充実を強く町に要望して、光進会の再質問を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で 1 番、光進会の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 37 分 休憩

午前 10 時 48 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。2 番、公明党。松野議員。

7 番（松野 俊子）

7 番、松野です。公明党を代表いたしまして、冒頭質問をさせていただきます。

1. 町内の空き家問題と防犯対策について。

日本の空き家総数は約 900 万戸に達して、30 年で約 2 倍に増加し、10 軒に 1 軒以上が空き家という深刻な状況にあります。空き家が適切に管理されず放置されれば、景観上の問題にとどまらず、不法投棄、防災や防犯、衛生問題など地域環境に悪影響を及ぼします。空き家対策を強化することが重要だと考えます。

2015 年施行の空き家対策特別措置法（空家等対策の推進に関する特別措置法）により、危険な空き家を特定空き家として自治体が調査、除却できるようになり、各地で対応が進んでいます。人口減少や高齢化によって居住目的のない放置空き家が、2030 年には 470 万戸に増えるの見込まれています。特定空き家になる前に、予防的な管理・対策が欠かせないと考えます。

また、空き家が増えることにより、治安悪化につながると思います。最近のニュース報道を見ると、日本の犯罪は、SNS を利用して実行犯を匿名で集める「匿名・流動型犯罪グループ」が台頭し、特殊詐欺、投資詐欺、ロマンス詐欺などのサイバー犯罪が急増しています。さらに、これらの詐欺が強盗事件へ発展するなど、手口が凶悪化していることが治安上の大きな問題になっています。町内において、犯罪に遭わない対策が望まれるところです。

そこでお尋ねいたします。

(1) 町内の空き家戸数の推移と現状はどうなっていますか。また、特定空き家に指定された戸数も伺います。

(2) 空き家の敷地内の樹木や衛生面等、近隣への影響など環境対策について伺います。

(3) 空き家バンクへの登録やリノベーション等、空き家の活用状況について伺います。

(4) 町の古家解体支援や老朽危険家屋解体の補助金の利用状況について伺います。

(5) 空き家が増える多くの要因は、相続にあるとされています。自宅が将来空き家にならないように、相続内容を含めた「住まいのエンディングノート」の作成について伺います。

(6) 安心・安全な町に取り組む、犯罪防止対策について伺います。

(7) 人の目を増やすことなどで、見守り活動は犯罪に対して大きな力になっています。しかしながら、近年の地域の人手不足に懸念があります、いかがですか。

(8) 犯罪が増加傾向にあります。公共施設の防犯カメラ増設について伺います。また、町民が安心して生活できる環境にと、住宅への防犯カメラ設置やセンサーライト、防犯対策用品等購入への補助について伺います。

(9) 予測できない凶悪犯罪が急増しています。町民の方が犯罪被害者になったら考えると、町として何らかの支援が必要だと考えます。犯罪被害者支援の条例制定について見解を伺います。

次の質問、2. 住民協働による町営住宅（鯉口団地）のハト対策について。

現在、本町の町営住宅、とりわけ鯉口団地におきまして、住み着いたハトによる大量のふん害が発生しており、入居者の皆様から切実な困惑と苦痛の声が私の元へと届いております。

ハトのふんは、ベランダや手すりを汚すといった美観の問題だけではなく、乾燥したふんが風で飛散することによるアレルギーの発症や感染症リスクを伴う、住民の皆様の健康を脅かす重大な衛生上の問題であります。

鯉口団地は1棟から6棟まであり、高齢の入居者も多く暮らしておられますが、高い場所のベランダ清掃や個人でのハト忌避対策には肉体的、経済的にも限界があります。また、団地の構造上、空き室のベランダや共用部の隙間が、ハトの安全な営巣箇所、つまり温床になっているケースも見受けられます。ハトは非常に賢く執着心が強いので、被害の出た部屋だけをその都度対策するたちごっこでは、ハトが隣へ移動するだけで団地全体の解決にはなりません。共用部や空き室も含めた全体最適の対策が必要です。

ここで他自治体の公営住宅における、住民の声から生まれた温かい解決事例を御紹介します。そこでも同様に高齢化が進んだ団地の空き室にハトが住み着き、深刻なふん害が起きていました。しかし、住民が座談会で切実な声を上げ続けたことをきっかけに、自治会、行政、そして大学が連携するプロジェクトが立ち上がりました。

ハトの温床となっていた空き室に、地域貢献を条件とした学生の入居支援制度を導入し、学生の家賃負担を月額1万から2万円台という破格の条件で提供いたしました。これは単に家賃を安くしているわけではなく、割引分を高齢入居者の見守りや団地自治会活動のお手伝い、そしてベランダへの日常的な出入りと清掃といった地域貢献で還元してもらう、みんなが笑顔になる仕組みです。

若い世代が入居し、日常的な生活の気配が生まれたことで、多額の税金を投入して防鳥ネッ

トを張り続けることもなく、ハトが自然と寄り付かなくなってふん害を根本から解消したのです。さらに、途絶えていた団地のお祭りが若者の手で復活するなど、コミュニティ再生という素晴らしい副次的効果まで生み出しました。

鯉口団地は、集会所を中心にふれあい体操やイベントなど、住民の皆様が自主的に活発な活動をされている非常に絆の強い団地です。近年は、エレベーターの設置など高齢化へのハード面の配慮も進められてきましたが、健康を脅かすハトのふん害という衛生面のバリアも取り除くことが、真の安心・安全な町営住宅の姿だと考えます。

そこでお尋ねします。

(1) 野生鳥獣保護の観点からも個人での対応には限界があります。個人の努力だけでは解決できない事態に対し、住民の皆様に寄り添う水巻町として、現在のふん害の状況をどのように把握し、これまでどのような具体的対策を講じてこられたのか、町の現状認識をお尋ねいたします。

(2) 現在、この鯉口団地において具体的に何部屋が空き部屋になっているのか、その明確な数字と管理状況についてもお尋ねいたします。

(3) 本町が掲げる住民が主役の協働のまちづくり、そして若者世帯の定住促進という優しい観点からも、単に業者へネット敷設を丸投げするのではなく、この強い地域コミュニティの力と自治会の声を軸に被害マップを作り、今ある空き室を月額1万から2万円台の地域貢献型住宅として有効に活用しながら、住民と行政が一体となってこの課題を解決していくような、一歩踏み込んだ先進的な取組について、町長の御所見を伺います。

質問事項3. 庁舎・学校のIT機器の更新について。

庁舎・学校のIT資産は数年に一度必ず更新期を迎えます。町が所有する庁舎・学校のIT機器の入替えに際しては、中古品としての機器の価値算定や情報セキュリティへの責任を町が担っています。総務省は情報漏洩を防ぐ安全管理措置の最終責任は自治体に残ることを明記し、データ消去処理の確実な履行担保（客観的証明）を求めています。

また、国は循環型社会形成推進基本法を策定し、自治体の「スコープ3（サプライチェーンCO₂排出量）」において、廃棄処理も温室効果ガスの算定対象となるとし、機器の単純な粉碎処理ではなく、リサイクル（再資源化）、リユース（中古品）を選択することが求められています。したがって、町のIT機器の更新は予算（支出）をかけて破棄するのではなく、適正に処理すれば財源（歳入）として次世代の教育ソフトや図書費として活用することができる地域の価値としての転換も可能と考えられます。

そこで町の見解をお尋ねします。

(1) 小中学校における最初のGIGA端末第1期の導入時の経緯、更新期を迎えた小中学校におけるGIGA端末の処理の委託の経緯は、どのように行われましたか。

(2) 廃棄委託先による情報漏えい事件があり、委託先の選定は重要であります。環境省、経済産業省が厳格な審査を通過した「小型家電リサイクル法 認定事業者一覧」を公表していますが、町の委託先はいかがでしたか。

(3) 学校のGIGA端末の中には再販価値が低く、処理費用が買取価格を上回る逆有償（逆ザヤ）のケースが発生しやすいと聞きますが、本町はいかがでしたか。

(4) 2025 年 10 月の Windows 10 サポート終了に伴い、パソコンが一齐に更新、破棄され、国内処分市場・業者が見つからない、放置によるスペースの圧迫やバッテリー発火等の管理リスクも懸念されます。本町の現状をお尋ねします。

(5) 次回の端末購入に向けては、どのような方針で進めていくのか、見解をお尋ねします。
以上、答弁をよろしくお願いします。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

初めに、町内の空き家問題と防犯対策についての御質問にお答えをいたします。

まず 1 点目の、町内の空き家戸数の推移と現状はどうなっていますか、また、特定空き家に指定された戸数も伺いますとのお尋ねですが、令和 3 年度に 2 度目となる、町内に存在する空き家の全戸調査を行い、その結果、475 件の空き家が存在することを確認しました。その後、所有者や相続人が売買を行い自然流通していくケースや町から空き家の所有者等への意向調査のためのアンケートの実施や適正管理の指導、町補助事業の情報提供等を行うなどの働きかけを行い、令和 7 年度末時点で空き家が 307 件までに減少いたしました。また、御質問の特定空き家に指定されている空き家はございません。

次に 2 点目の、空き家の敷地内の樹木や衛生面など、近隣への影響など環境対策についてのお尋ねですが、雑草や樹木の繁茂は、害虫や害獣が住み着いたりすることで衛生環境を悪化させたり、乾燥時期には火災のリスクも高まります。近隣に対しても樹木の越境や景観上の問題、敷地内への不法投棄などによる悪臭など、様々な問題を引き起こすことが想定されます。

そのため、本町では、そのような近隣へ悪影響のある空き家の通報を受けた場合、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者に対する適正管理の指導を行っています。その上で、所有者等から空き家の管理について相談があった際は、相談者等の意向に基づき、売買や町の補助制度についての案内を行っているところです。

次に 3 点目の、空き家バンクへの登録やリノベーションなど、空き家の活用状況についてのお尋ねですが、本町におきましても、空き家の所有者等が遠方に住んでおり、空き家を処分したいがどこに相談したらよいか分からないという相談を受けることが少なくありません。

本町では、現在 5 件の町内不動産事業者と提携し、空き家バンクを運営しています。空き家バンクは相談者からの相談内容に応じて、空き家を売買したり、賃貸したりするための橋渡し役をしており、現在進行している物件は 7 件あります。

次に、空き家の活用状況についてですが、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された耐震性の低い木造住宅、いわゆる旧耐震の住宅に対して、その耐震改修工事を行う際の補助や省エネに資する工事に対する補助を行うことで、空き家の再生改修を行い、空き家の活用につなげています。

次に 4 点目の、町の古家解体支援や老朽危険家屋解体の補助金の利用状況についてのお尋ねですが、住宅新築のための古家解体支援事業については、住宅を新築するために、既存の古家

を解体する際に解体費の一部補助を行う事業です。過去5年間の申請状況は、令和3年度が17件、令和4年度が18件、令和5年度が20件、令和6年度が9件、令和7年度が10件の申請があります。これは住宅の所有者だけではなく、第三者が空き家付きの土地を売買により購入し、新築を建築する際にも利用が可能ですので、空き家対策の一助になっているものと考えています。

次に、老朽危険家屋等解体補助金の活用状況についてですが、こちらは空き家の中でも特に老朽度合いが高いものに対し、周辺への危険防止や跡地利用促進の観点から、その解体費の一部補助を行っているものです。過去5年間の申請状況ですが、令和3年度が7件、令和4年度が10件、令和5年度が7件、令和6年度が4件、令和7年度が3件の申請があります。

次に5点目の、自宅が将来空き家にならないように、相続内容を含めた「住まいのエンディングノート」の作成についてのお尋ねですが、御指摘のとおり、相続を契機として空き家に至るケースは少なくないものと認識しています。しかしながら、同時にその背景には、所有者の高齢化や地域の人口動態、維持管理費の増加など様々な事情が複合的に関係しているものと考えられます。

そうした問題を早期に解決するため、町では令和7年度に、空き家の適正管理のための情報をまとめた冊子「水巻町空き家等の手引き」を官民協同で作成しました。住まいが空き家になるのを未然に防ぐための相談先や相続財産をめぐるトラブルを未然に防止するための遺言書の制度から、空き家の適正管理の方法、空き家の処分に向けた相談先や町の補助制度について、空き家になってしまった後の情報まで、イラスト付きで分かりやすく説明しています。

御指摘の「住まいのエンディングノート」については、国土交通省が令和6年6月に公表しているところでございます。住宅に係る資産情報や管理状況の整理、相続に向けた家族間での意思の共有など空き家問題だけにとどまらず、住まいに関する非常に幅広い内容となっており、非常に有意義な情報であるものと認識しております。そのため、今後、町ホームページにリンク先を掲載して案内するなど、住民の皆様への積極的な周知について検討してまいります。

次に6点目の、安心・安全な町に取り組む犯罪防止対策についてのお尋ねですが、現在本町で実施しております犯罪防止の取組としましては、防犯灯の設置、登下校時の青色防犯パトロールの実施、警察や防犯協会との連携による啓発活動、地域安全パトロール隊への支援などを行っています。

また、近年は、特殊詐欺やSNSを利用した犯罪が多様化、巧妙化しており、県内では被害件数、被害額ともに増加しております。そのため、令和7年度に町、折尾警察署の協働で特殊詐欺被害防止を目的とした出前交番を役場庁舎で実施し、町民の方は特殊詐欺の対策として、国際電話からの着信の停止やLINEの設定の見直しを行いました。また、詐欺被害の注意喚起について、広報紙での周知も行っており、直近では令和8年4月25日号に防犯のポイントと合わせて掲載しています。

次に7点目の、人の目を増やすことなどで見守り活動は犯罪に対して大きな力になるが、近年の地域の人手不足に懸念があることについてのお尋ねですが、地域における見守り活動は、子どもや高齢者の安全確保をはじめ、犯罪の防止や地域の防犯意識の向上に大きく寄与しているものと認識しております。

本町におきましては、各小学校区で活動をしていただいております地域安全パトロール隊の皆様をはじめ、民生委員・児童委員、PTA、各小中学校の先生方などに、児童・生徒の見守りをいただいております。毎日の登下校時間の交通安全指導や声掛けに加え、日常生活の中で実施する「ながら見守り」も可能な限り行っていただいております、大変感謝をしております。

一方で、御指摘のとおり、少子高齢化や地域コミュニティの変化などにより、活動の担い手不足が課題となっていることも認識しております。引き続き、地域安全パトロール隊への加入を促進するとともに、町民の皆様が日常生活の中で無理なく見守り活動に参加できる「ながら見守り」への参加推進に努め、地域安全パトロール隊の皆様を中心に、地域や警察と連携しながら取組を進めてまいります。

次に8点目の、公共施設の防犯カメラの増設について、また、町民が安心して生活できる環境にと、住宅への防犯カメラ設置やセンサーライト、防犯対策用品等購入への補助についてのお尋ねですが、まず、公共施設の防犯カメラについては、水巻町防犯カメラ設置運用要綱に基づき、撮影し記録された映像データ管理の基本的事項を定めるとともに、庁舎や小中学校などの特定の公共施設を適切に管理することを目的として、町内各所に設置をし、運用しています。

設置状況としましては、令和7年度末現在で120台となり、令和7年度中は3台増設しております。今年度は増設の予定はありませんが、必要に応じて防犯カメラの設置を検討したいと考えております。

次に、町民が安心して生活できる環境にと、住宅への防犯カメラ設置やセンサーライト、防犯対策用品等購入への補助についてですが、住宅への防犯カメラの設置補助については、昨今の犯罪件数の推移も踏まえ検討を行いました。検討結果については、防犯カメラを設置することで、犯罪の抑止や証拠の記録などの効果がある反面、映像データの取扱い方法や不特定多数の方が無意識に撮影、記録されてしまうことになり、個人情報の観点からプライバシーの侵害につながる可能性があること。また、近隣住民の方からレンズの向きについて住民相談を受けることもあることから、本町での補助金制度創設には至っておりません。

なお、防犯カメラ以外の防犯対策用品等購入への補助については、限られた財源の中で、優先順位をつけ防犯灯の設置や地域安全パトロール隊への支援など、地域全体の防犯力向上に資する施策を実施していることから、今後の検討課題とさせていただきます。

最後に9点目の、犯罪被害者支援の条例制定についてのお尋ねですが、犯罪被害者等支援につきましては、現在、国や県、警察等による各種支援制度が設けられています。そのため、まずは各種支援制度の周知と関係機関との連携に努めてまいります。

なお、本町で支援を行うに当たり、条例を制定する場合には、経済的な支援などの財政的な負担や心のケアのための専門的な人材の確保、継続的な支援体制の維持など、様々な課題があることから、研修会への参加などを通して他の自治体の動向を注視するなど、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、住民協働による町営住宅（鯉口団地）のハト対策についての御質問にお答えします。

まず1点目の、現在のふん害の状況をどのように把握し、これまでどのような具体的対策を講じてこられたか、町の現状認識についてのお尋ねですが、町営住宅においてハトによる苦情は団地によって増減がございますが、年間数件程度発生しており、鯉口町営住宅においては、

現在対応中の案件が1件ございます。

ふん害の状況は、住民からの通報により把握することが多く、契約がある住戸に関しましては、ベランダの管理義務は居住者にあることから、職員が電話や訪問により対応を促し、清掃やハトが寄り付かないように対策を講じていただいています。

また、空き住戸のベランダにハトの情報が寄せられた場合は、職員がその空き住戸を確認し、ふんの清掃、消毒、忌避剤の散布を行っており、それ以上ハトを近づけないよう積極的に対策を行っています。

ハトの捕獲については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」いわゆる「鳥獣保護管理法」により捕獲が禁止されています。そのため、巣に卵やヒナが確認された場合は、専門業者に依頼し、場合によってはハトの駆除も依頼しています。

次に2点目の、鯉口団地において、具体的に何部屋が空き部屋になっているのか、その明確な数字と管理状況についてのお尋ねですが、現在、鯉口町営住宅は管理戸数220戸に対して、令和8年5月末現在で空き住戸は49戸となっており、空き住戸率としましては22.27%となっています。管理状況としましては、職員の巡回による目視や近隣の方からの問い合わせ等による対応を行っており、ハトが定着しないように適正に管理しています。

最後に3点目の、地域コミュニティの力と自治会の声を軸に被害マップを作り、今ある空き室を月額1万円から2万円台の地域貢献型住宅として有効に活用しながら、住民と行政が一体となってこの課題を解決していくような、一步踏み込んだ先進的な取組についてのお尋ねですが、現在、鯉口団地におけるハトの苦情に対しては個別で解決につながっていることから、被害マップの作成については、今のところ考えてはおりませんが、住環境全体の改善について、必要に応じて自治会役員の皆様と協議をしながら対応していきたいと思えます。

また、鯉口町営住宅は、炭鉱住宅の老朽化に伴う地区改良事業の住宅として建設された改良住宅です。そのため、この鯉口町営住宅を地域貢献型住宅として活用することについては、鯉口町営住宅だけの課題ではなく、町営住宅全体の課題として、町営住宅全体の在り方を検討する中で議論すべき課題であると考えます。

しかし、鯉口町営住宅の入居率は約78%であることから、早急に地域貢献型住宅として対応しなければならないものではありません。仮に鯉口町営住宅を地域貢献型住宅にするとしても、自治会を含め、現入居者の方々が学生の単身入居を肯定的に捉えるのかなど、様々な課題を慎重に検討する必要があるものと考えます。さらに、今後、鯉口町営住宅についても、エレベーターの設置による利便性向上を検討しているところです。

よって、まずは利便性の向上により高層階の空き住戸率を減少させ、現入居者の住環境の向上に向けた取組を推進したいと考えております。

最後に、庁舎・学校のIT機器の更新についての御質問にお答えします。

1点目の、小中学校における最初のGIGA端末の導入時の経緯、更新期を迎えたGIGA端末の処理委託の経緯について、2点目の、GIGA端末の廃棄委託先について、3点目の、学校のGIGA端末処理に伴う逆有償の発生については、後ほど、教育長から答弁していただきます。

まず2点目の、廃棄委託先による情報漏えい事件があり、委託先の選定は重要だが、町の委

託先はいかがでしたかとお尋ねですが、G I G A 端末以外の部分について、お答えをいたします。

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」いわゆる「小型家電リサイクル法」は、デジタルカメラやゲーム機等に含まれる鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルと言われる有用な金属を都市鉱山から回収、リサイクルするため、平成 24 年に成立した法律であり、本法における認定事業者とは、国が適正かつ効率的に小型家電を再資源化できる能力を持つと判断し、選定された事業者であると認識しています。

一方、行政が使用するパソコンをはじめとする I T 機器には、多数の機密情報が含まれていることから、総務省が策定している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び各地方公共団体が定める「情報セキュリティポリシー」において、機密情報を含むパソコンやサーバ機器などの電磁的記録媒体を廃棄する際には、情報を復元できないように処置した上で廃棄しなければならないと規定されています。

このようなガイドラインを国が示しているのは、過去に他県の自治体で発生した、廃棄委託を受けた事業者の職員が、廃棄処分するために保管されていた機密情報を含む記録媒体を無断で抜き取り転売したことで、情報漏えいが発覚したという情報漏えい事件を背景とした経緯があります。このような事例から、本町では、役場庁舎内で事業者によるハードディスクなど、記録媒体の物理破壊やデータ抹消ソフトウェアによる機器の情報削除を徹底した上で、機器を廃棄しております。

しかしながら、経費の観点からは、セキュリティポリシーを遵守し、庁舎内での物理破壊を実施する場合には、破壊機器の持込みや作業者の派遣等が伴うことから、破壊作業等に伴う費用が廃棄のみに係る費用より高く発生している状況です。

また、買取り価格についても、廃棄対象となる機器が最低でも 5 年以上継続利用されていることなどから、十分な買取り価格は期待できないのが実情でございます。

令和 5 年度に、職員用パソコンを更新した際には、全国の自治体での物理破壊やデータ消去を含む廃棄実績があること、また、比較的規模が大きく、廃棄費用と買取り費用を相殺し、極力、廃棄費用を抑えることができる事業者に廃棄を依頼したところです。本事業者は、令和 8 年 5 月末時点でお尋ねにある小型家電リサイクル法の認定事業者ではありませんが、電子機器のリユース・リサイクルについて、国内数社しか取得していない国際認証規格を取得しており、電子機器の回収から最終処理までの全工程で、透明性、安全性、環境に配慮した事業者となっています。

次に 4 点目の、W i n d o w s 10 サポート終了に伴い、P C が一斉に更新、破棄され、処分業者が見つからない、放置によるスペースの圧迫やバッテリー発火等のリスクの懸念に関する本町の現状についてのお尋ねですが、本町における直近での大規模なパソコン更新としては、先程答弁した、令和 5 年 12 月の全庁的な職員用パソコンの更新を実施しました。

なお、購入検討段階で、W i n d o w s 10 のサポート終了がマイクロソフト社から公表されていたため、サポート終了の影響を受けないような機種選定を行った上で購入しております。

また、更新に伴う旧パソコンの廃棄については、先にお答えしました廃棄事業者に物理破壊やデータ削除を依頼し、廃棄を実施しました。したがって、御質問にあるような機器の放

置によるスペースの圧迫やバッテリー発火等の管理リスクは、極めて低いという現状です。

最後に5点目の、次回の端末購入に向けては、どのような方針で進めていくのかとのお尋ねですが、一般的な業務用パソコンの購入サイクルとしては5年での更新が推奨されています。これは、パソコン本体の消耗品の劣化などによる故障が増えることに加え、パソコン上で動作するシステムやソフトウェアの機能向上により、パソコン側の性能が5年程度で不足するという側面があるためです。

本町では、購入時に、ハードディスクなどの記録媒体や電源等の動作不良、また、故障等に対応するため、5年間の保守パックを適用することで、最低限の故障リスクに備えていますが、保守期間満了後も職員によるハードディスク交換やメモリ追加を実施することで、極力、更新サイクルを伸ばせるような対応を取っています。

現在、世界的なメモリ、半導体不足の影響で、パソコンの価格が令和5年度の購入時点より50%以上、値上げされているという現状も複数の事業者から聞き及んでおります。また、一般的な業務用パソコンの動作に必要な仕組みをマイクロソフト社の基本ソフトウェアであるWindowsが独占しており、世界中でパソコン本体だけでなく、動作に必要な利用権や関連ソフトウェアの値上げの常態化が進んでおります。

しかしながら、町の行政運営上、既に業務遂行において必要不可欠なインフラになっているパソコンを利用しないという選択はできないのが実状でございます。

このような状況を踏まえ、現時点では、次期端末機器の具体的な購入方法、方針について、明言はできませんが、現在、利用しているパソコンを可能な限り長期利用すること、また、更新時には、業務に必要な性能とセキュリティ面が担保できる機種を最適な価格で調達すること、そして更新時の旧機器の資源化については、情報漏えい対策を万全に実施した上で可能な限り財源化、資源化にも配慮した事業者を選定することなどを念頭に、更新時期が近づいてきましたら改めて検討してまいります。

議 長（白石雄二）

教育長。

教育長（小宮順一）

1点目の、小中学校における最初のGIGA端末の導入時の経緯、更新期を迎えた小中学校におけるGIGA端末の処理の委託の経緯についてのお尋ねですが、文部科学省は、令和元年12月13日に閣議決定された令和元年度補正予算第1号において、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークについて一体的に整備する、いわゆる「GIGAスクール構想」を当初予定より大幅に前倒し実現するための経費を盛り込みました。

本町におきましても、これらの補助金等を活用し、校内通信ネットワーク環境の整備や端末を保管するためのキャビネット、そして児童・生徒1人1台端末の整備を進めてまいりました。当初は福岡県が主導する共同調達による整備を目指していたところでしたが、全国かつ同時期に1人1台端末の整備を進めるという初の事態を前に、導入時期の遅れや費用に関するメリットが不確かであることの懸念もあったため、町単独での入札を経て導入することになりました。

た。

G I G A端末の導入から5年が経過し、多くの自治体で経年劣化による故障等の影響が大きくなってきていたことから、文部科学省は、1人1台端末のリプレイス費用の財政支援などが盛り込まれた、第2期G I G Aスクール構想を推進するための経費を令和5年度の補正予算に計上しました。第2期の端末整備は共同調達が前提となっていたことから、令和7年5月に福岡県において1人1台端末の更新に係るプロポーザルが実施されました。このプロポーザルに参加した事業者からの提案には、国の基準にのっとりデータ消去や廃棄等が無償のサービスとして組み込まれていました。

次に2点目の、G I G A端末の廃棄委託先についてのお尋ねですが、G I G A端末については、県の共同調達において選定された事業者より指定のあった業者に廃棄を委託することとなるため、町が個別に廃棄事業者を選定することはありませんが、個人情報流出を防ぐための管理や小型家電リサイクル法などの基準にのっとり廃棄されることとなります。

最後に3点目の、逆有償についてのお尋ねですが、先ほど申し上げたとおり処分費用は無償対応となっておりますので、処理費用が買取り価格を上回ることはございません。

今後、御質問にありますように、機器の処理における財源化等も踏まえ、他の自治体の事例など情報収集を行いながら、適正な財産処分等に取り組んでまいりたいと思います。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、亀元議員。

9 番（亀元公一）

最初に、町営住宅鯉口団地のハト対策について再質問いたします。

まず、空き家への緊急の一斉防鳥対策についてお伺いします。ハトのふん害は、今この瞬間も住民の健康を脅かしています。

応急措置として、これらハトの温床となっている空き室のベランダに対し、町が主導して忌避剤の設置や防鳥ネットの敷設など、緊急の一斉防鳥対策をすぐに講じていただくことは可能でしょうか。住民の皆様がこれ以上、不安な日々を過ごすことがないように、町の迅速なご対応を求めますが、いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、山本課長。

住宅政策課長（山本直樹）

亀元議員の御質問にお答えします。

町長の答弁にもありましたとおり、個別に清掃、消毒、忌避剤の散布等の対応しておりますことから、緊急一斉防鳥の対策の実施は今のところ考えてはおりません。しかし、空き家全てに消毒を実施しますと、消毒薬の臭いによる苦情も想定されることから、個別に対応していきます。

このようにハトの対策については、1 件ずつ個別に対処しており、現状においては防鳥ネットの設置は考えてはおりません。状況に応じて自治会の役員の皆様と協議をしながら、適宜対応していきたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、亀元議員。

9 番（亀元公一）

ぜひですね、自治会の役員の皆さんと協議をしながら、今後も進めていただきたいと思います。

次に、餌やり防止のためのルールづくりと丁寧な指導について伺いたします。

ハトのふん害の根本解決を目指す上で、どれだけ建物側の対策を行っても、餌やり行為が続いてしまうと、ハトの強い執着心を断ち切ることは難しくなります。

近隣住民同士での注意はご近所トラブルに発展するおそれもあり、声を大にして言いにくい部分でもあります。過去の裁判例でも、度重なるハトへの餌やりで近隣にふん害をもたらした住民に対し、「共同生活の秩序を乱した」として退去が認められたケースがあるほど、これは重大な問題です。

住宅の管理者である町が自治会としっかりスクラムを組んで、ハトへの給餌禁止のチラシの全戸配布などは可能でしょうか。誰も困らせない、誰も置き去りにしない、安心な団地づくりのために、町としての見解を伺います。

議 長（白石雄二）

山本課長。

住宅政策課長（山本直樹）

現在、鯉口団地にハトの餌やりに関する情報や苦情は上がってきておりません。ハトの餌やりに関する情報や苦情があった際には、掲示板への注意喚起の貼り紙の掲示や地域自治会と協議を行った上で、回覧板での注意喚起を行うなどの対応を行っています。

また、個人が特定できた場合には、直接本人に指導を行う等の対応を行っております。お尋ねにありました、チラシの全戸配布につきましては、餌やりが確認された場合、状況に応じて対応を行っていきたいと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、亀元議員。

9 番（亀元公一）

餌やりが確認された場合、状況に応じて対応を行っていただきたいと思います。

次に、地域貢献型住宅、学生入居の実現に向けた部局横断の仕組みづくり、法的なハードルを乗り越える知恵について伺いたします。

先ほど紹介した地域貢献型住宅、学生入居の取組は、学生を呼び込むことでハト対策を含めた町営住宅の管理のみならず、若年層の定住促進の推進や地域の高齢者支援など、住民協働のまちづくりの象徴となる取組です。

公営住宅法や本町の管理条例において、学生単身の入居資格がないことや家賃引下げの不公平感といった理由で、町が地域貢献型住宅、学生入居の制度導入を懸念されるお気持ちは理解できます。

しかし、先ほど御紹介した京都市や北九州市といった先進地でも、国の特例制度である地域対応活用を柔軟に適用し、さらに地元の大学や社会福祉協議会と協定を結んで、学生の選考、管理を任せるという素晴らしい知恵で制度を導入したのです。

この夢のある、そして誰もが安心できる仕組みの実現に向けて、今後、関係部局が一体となった横断的な検討チームやプロジェクトを立ち上げ、前向きに具体化を進めていただくお考えはありますでしょうか。お聞かせください。

議 長（白石雄二）

山本課長。

住宅政策課長（山本直樹）

現在、鯉口町営住宅の家賃は、約2万円となっております。これ以上家賃の引下げも考えにくいものとなっております。

本町において町営住宅の入居に関する問合せの大部分は、同居親族をお持ちの方や単身高齢者の方、生活保護受給者などからになります。そのため、住宅セーフティネットの維持の観点からも、安易に要件の変更はできないと考えています。また、町営住宅の設備自体も陳腐化しており、入居の申込み自体が減少している現状です。

先ほど町長の答弁にありましたとおり、地域貢献型住宅、学生入居の実現につきましては、鯉口町営住宅に限らず、今後の町営住宅全体の在り方を検討する中で、入居資格の在り方や要件などを含めて議論すべき課題だと考えております。

今後、町営住宅の方向性を検討する時期がきました際には、必要に応じて関係部署と慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

9 番（亀元公一）

町営住宅の在り方は、これからの町の発展を左右する重要なテーマです。

とりわけ、保育士の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の課題となっています。その解決策として、高校新卒者を積極的にターゲットとし、他県から若い人材を呼び込み、町全体で育てていくという新たな戦略が求められています。

町営住宅を住まいの提供にとどめず、人材を引きつけ定着させるための基盤として位置づけることで、これまでにない大胆な政策へのかじを切ることが可能になります。安心して暮らせる住環境を整えることは、若い世代が町に根をおろし、将来にわたって地域を支える力となるための第一歩です。今こそ、町が主体的に未来を切り開くときです。町営住宅を活用した人材確保の取組は、保育の現場を守るだけでなく、地域の活力を取り戻す大きな原動力となるはずです。一刻も早い検討をよろしくお願いいたします。

代わります。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

今の亀元議員の提案といいますか、今の話においてちょっとですね、反論はないんですけど、今の町営住宅の中で、特に鯉口町営住宅上がったので、ちょっとお答えしたいんですけど。

これはまだ今から検討する話でございますけど、私個人としてはですね、鯉口町営住宅に、高松も同じですけど、今からエレベーターを設置、つけていきます。そして少なくとも、今、吉田団地の1棟から36棟、住替えが終わって解体をしてと思います。そしてその後、県道側の反対側ですね、2階建ての住居があります。そういう高層じゃなくて2階建ての所で、やっぱり住替えをですね、もう耐用年数等古くなっておりますので、そういう方たちの住替えにですね、鯉口団地に——まあ高齢者の方が多いものですから、エレベーターをつけて、そしてその選択肢の1つとしてですね、鯉口団地をしたいというふうに考えておりますので。

今、亀元議員のなかなかいい発想だと思うんですけど、今のこの水巻の状態ですね、まずは吉田団地の2階建ての方たちのことも考えると、まだまだ家賃を下げ、そして若い人を入れるというようなところまでは、この町営住宅全体として、それはちょっとまだまだできない状況じゃないかなということを、私としては思っておりますので、一応お答えをしたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

8 番（水ノ江晴敏）

8番水ノ江です。私は、町内の空き家問題と防犯対策について再質問をさせていただきます。

答弁の中で、空き家の調査をされたということで答弁がありました。令和3年度ということでありました。全体的な、この現状を把握するためには、やはり早く調査を行うべきというふ

うに私は考えております。次の全戸調査については、いつ頃になるのかお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

山本課長。

住宅政策課長（山本直樹）

水ノ江議員の質問にお答えします。

次の全戸調査ですが、今年度、令和8年度に予定しております。調査の内容でございますが、業者が持っています空き家と思われる住戸の情報と、町が把握している空き家の情報を基に職員が現地調査を実施することとしております。

空き家であることを確認いたしましたら、地図情報に同期させまして、台帳を整備して、今後の空き家対策に使用していく予定としております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

8 番（水ノ江晴敏）

ぜひ、しっかり調査をお願いしたいというふうに思っております。

それで町の補助に関することでございます。答弁の中で、木造の住宅でありますけども、旧耐震の住宅に対しての補助が、現在水巻町にはございます。実際に、この補助を受けた件数が分かりましたら教えてください。——と同時にこの補助額、今90万円ということになってるかというふうに思いますけども、拡充について考えをお伺いいたします。

議 長（白石雄二）

山本課長。

住宅政策課長（山本直樹）

議員の御質問にお答えします。

旧耐震住宅に対する耐震性能の向上を目的とした工事は、令和7年度はゼロ件、令和6年度は2件、令和5年度はゼロ件です。現状は、建替えや除却のほうのニーズが多いため、あまり件数としては上がってきてはおりません。

今後、耐震改修工事の件数が増加するようであれば、金額の増加も含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

8 番（水ノ江晴敏）

はい、ありがとうございます。

空き家の住まいの終活についてでございますが、答弁ありましたとおり国交省の住まいのエンディングノートということで、私も中身を調べて拝見いたしております。内容も把握しておりますけれども、やはり町が作られた冊子、令和7年度にですね、水巻町空き家等の手引きというものを作られておりますけれども、これもよくできてるなというふうに私個人も思っておりますけれども、やはり空き家に対してやっぱり相続が大きな問題であるかなというふうに思っております。

そうするとやはり、この住まいのエンディングノートも国交省が作っておりますけれども、水巻町にですね、町内に合ったようなこのエンディングノートができればなというふうには思うんですけれども、これは私の希望として申し上げておきます。

それで最終的にこの空き家とか住まいの終活について、どのような方法で町民の方に周知をされるのかお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

はい、山本課長。

住宅政策課長（山本直樹）

水ノ江議員の御質問にお答えします。

令和8年度より空き家の問題につきましての出前講座を開設しておりますので、出前講座を通じて周知をしたりしていきたいと考えております。また、町のホームページやSNS等も活用して周知を徹底していきたいと考えております。また、議員のおっしゃいました水巻版のエンディングノート、これについても研究、検討を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

8 番（水ノ江晴敏）

ぜひよろしくお願いをいたします。

それで、空き家が増えるということで、やっぱり犯罪につながるという恐れが多々あるかというふうに思っております。その中で町内の刑法犯ですね、これの認知件数についてお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えします。

令和7年中の福岡県内の刑法犯の認知件数は38,577件、町内の刑法犯の認知件数は225件になっており、その内、車上ねらい、自転車盗などの窃盗犯が150件を占めています。また、ニセ電話詐欺、ロマンス詐欺の福岡県内の認知件数は、ニセ電話詐欺が1,239件、被害額は54億8,972万円になっており、折尾署管内ですと、認知件数52件、被害額6,180万円になっております。ロマンス詐欺が761件、被害額は80億1,624万円、折尾署管内ですと、認知件数38件、被害額3億3,700万円になっておりまして、いずれも前年と比較しますと増加している状況になってございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

8 番（水ノ江晴敏）

はい、分かりました。それで公共の防犯カメラの件で再質問をいたします。

条例でということで120台ですね、昨年度は3台増設したということでございますが、私一つ思うには、公共施設の中の広いみどりんばあーくがありますけども、1台しか防犯カメラが設置されておりません。あれだけ広い中で、やっぱり利用者がたくさんおられる中で、やっぱり1台というのは非常に不安があるのかなというふうに思われますので、要望といたしましては、みどりんばあーくに防犯カメラの増設をしていただければというふうに思っております。

犯罪被害者の支援に関して再質問をいたします。

答弁の中にありましたけれども、国や県と支援制度が設けられているということでございますが、県内におけるこの犯罪被害者支援の条例を制定した自治体がどれぐらいあるのかということと、さっき言いました国や県の支援内容についてお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えします。

犯罪被害者支援の条例につきましては、令和7年度末で60市町村のうち21の市町村で制定をされておりますが、郡内は4町とも未制定というふうになってございます。

また、国や県の支援内容についてですが、国においては、犯罪被害給付制度に基づく3種類の給付金による経済的支援をはじめ、公益社団法人全国被害者支援ネットワークなどの各種相談、情報提供、関係機関との連携による支援などが行われております。

福岡県におきましては、犯罪被害者等見舞金制度に基づく2種類の見舞金や総合的な相談窓口を設置するとともに、関係機関と連携しながら精神的負担の軽減や生活再建に向けた支援な

どが行われております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

8 番（水ノ江晴敏）

はい、ありがとうございました。

最後になります。空き家問題について、町民に利用しやすい独自の住まいのエンディングノートを作成を期待いたします。

また、凶悪犯罪が多様化している現代、町内で命に関わる事件等が起こってからでは遅いと思います。本町も、犯罪被害者支援の条例の早期制定を要望して、私の再質問を終わります。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

7 番（松野俊子）

私はIT機器の更新についての再質問をいたします。

町内の小中学校における1期目のGIGA端末の導入の経緯については、同時期に全国一斉という状況下で、GIGAスクール早期実現のために、町単独で導入したと確認することができました。大変なことだったと推察いたします。

そして5年が経過し、今回2期目の端末購入になったわけでございます。今回は、福岡県が主導する共同調達に参加し、共同購入し、そして1期目のGIGA端末の処理については、共同調達において指定された、廃棄業者に委託し、そしてその買取価格と処分費用の収支は、プラスマイナスゼロだったというふうに理解してよろしいんでしょうか、ということが1つと、今回の共同調達のメリットをお聞かせください。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

議員の御質問にお答えします。

共同調達で端末を購入する際にですね、処分につきましては一応無償処分という形になっておりますので、処分する際に買い取っていただく、処分する費用っていうところは相殺されてるのかどうかっていうのはちょっと把握ができないんですけども、あくまでも無償で引き取っていただいているというところでございます。

あと、共同調達によるメリットとしては、事務負担の軽減とか、あとスケールメリットによ

る端末サービス等の調達、ランニングコストの低減、共同調達を通じた端末利用・活用等に係るノウハウの共有による業務改善などを目的とされて、共同調達という形で本町のほうは選定をさせていただいたという形になります。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

7 番（松野俊子）

学校のG I G A端末の導入や、その更新については理解ができました。

次に、庁舎のほうのパソコンやサーバー機器について、再質問させていただきます。

廃棄する際においての情報漏えい防止の観点から、本町においては、非常に厳格に信頼できる業者を選定した旨確認することができました。その際の処理費用ですね、こちらのほうの処理費用の収支はどのようになっていたかということを質問いたします。

また、機器の買取り費用が期待できないとの当初の答弁がありましたが、その具体的な理由は何であるかもお答え願います。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

企画課長（藤田恵二）

松野議員の再質問にお答えをいたします。

まず、令和5年10月のパソコン更新の際の廃棄に係る費用についてでございますが、事業者の出張費や物理的な破壊に係る経費、またデータ消去の証明書の発行費用とかですね、実際に作業を行う方の人件費など、廃棄に係る経費が約21万円となっておりますが、一方、入れ替えた古いパソコンや機器などを同時に買取りしていただいておりますので、それらを相殺した結果、実際の支出経費は約8,000円ということになっております。

また、買取り価格が思うように期待できない理由といたしましては、本庁で使用しているパソコンやタブレット端末、またサーバー機器や周辺機器は、いずれも5年以上使用したもので、リユース、いわゆる再利用としての価値があまり期待できないのが現状でございます。一般的に長期間使用した端末は、性能面でも市場性が低く、買取りによる収入は多く見込めないのが現状でございます。

また、リサイクルの観点では、パソコンやサーバー機器には金属やレアメタルが含まれておりますが、1台あたりに含まれる量はごく僅かでございますので、本町の利用規模では資源としての価値も限定的ということになってまいります。

さらに、先ほどの答弁と重複をいたしますが、自治体における機密情報を含むIT機器の廃棄には、情報漏えい対策としてハードディスクなど記録媒体の物理破壊やデータ消去が必要となってまいります。またこのような作業には専用機器なども必要となり、それ以外にも先ほど

申し上げましたとおり、作業員の派遣や物理的な破壊に伴う経費、また作業員の人件費などが発生してまいります。県や政令市のように数千台規模でパソコンなどの更新を行う場合であれば、一定の金額での買取りが期待できると思われますが、本町の規模では、廃棄に伴う買取りにより多額の収入を見込むことは、現時点ではなかなか難しいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

松野議員。

7 番（松野俊子）

I T機器というのは、レアメタルなどの貴重な金属が、課長がおっしゃったように含まれております。単純な破砕ではなく、丁寧に手作業で取り出す作業が非常に重要だと聞いております。単純な粉砕で、機械で貴重な部分を取り出すということもされておるのではないかと思います。その中でも手作業でやっている事業者というのがいると聞いております。

また、中古品としてのパソコンも5年、7年とたっているのも、あまり価値がないのではないかとこのお話がありましたが、昨今のパソコンの値上がりや、また円安で海外の需要があるということで、海外に販路を持っている事業者もいると聞きます。

そういった中で、最後になりますが、町長の答弁にも今回の機器の更新時においては、可能な限り財源化、資源化に配慮した事業者を選定したいとありました。これをぜひとも推進していただいて、また少しでも歳入に持ってくるということと併せ持って、やはり環境面から、そういう丁寧な資源化、リサイクル化はCO₂排出量削減ですね。環境系のほうから今回も出ていましたが。町のCO₂排出削減や、また循環型社会形成へ向けて町がリードしていく、その姿を示すことにもなると思いますので、ぜひとも更新時期には、事業者の選定、そういった基準といったものをしっかりと持っていて、ぜひともやっていただきたいと、そういうふうに思っております。

以上をもちまして、公明党の再質問を終わらせていただきます。

議 長（白石雄二）

以上で2番、公明党の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 59 分 散会